

## 第19章 わいせつ、強制性交等 及び重婚の罪

- 改正法施行日が平成29年7月13日であり、施行前の犯行については改正前の規定が、施行後の犯行について改正後の規定が適用される。
- 施行前の犯行であっても、施行後は告訴がなくても公訴提起できる（附則2条2項）。

(公然わいせつ)

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第175条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の<sup>(注1)</sup>者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第177条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口

くわ  
腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の  
の  
有期懲役に処する。13歳未満の者<sup>(注2)</sup>に対し、性交等をした者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強制性交等）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは  
くは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒  
不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第179条 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影  
響力があることに乘じてわいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があ  
ることに乘じて性交等をした者は、前条の例による。

（未遂罪）

第180条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（強制わいせつ等致死傷）

第181条 第176条、第178条第1項若しくは第179条第1項の罪又はこれらの  
罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処  
する。

2 第177条、第178条第2項若しくは第179条第2項の罪又はこれらの罪の未  
遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

（淫行勧誘）

第182条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、3  
年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

\* 参考・平成29年改正前 \*

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の男女<sup>(注1)</sup>に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者  
は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女<sup>(注1)</sup>に対し、わいせつな行為

をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子<sup>(注1)</sup>を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年  
以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子<sup>(注1)</sup>を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗  
拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不  
能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第178条の2 2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を  
犯したときは、4年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

第179条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（親告罪）

第180条 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなけ  
れば公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第  
178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

（強制わいせつ等致死傷）

第181条 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よ  
って人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女  
子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又  
は6年以上の懲役に処する。

（注1）改正前「男女」→「者」

（注2）改正前「女子」「姦淫した」→「人」「性交等をした」

（注3）第178条の2（集団強姦等）の削除